

廃棄物処理手数料の改定について

1 改定理由

平成22年3月に区長会で確認された「廃棄物処理手数料の改定ルール」に基づき、廃棄物処理手数料の算定を行った結果、廃棄物処理手数料原価と現行手数料との乖離があることから、23区が統一的に廃棄物処理手数料を改定するものである。

2 改定時期

平成29年10月1日

3 今後のスケジュール

平成28年12月 建設委員会報告、改正条例案上程
改定内容周知、関係団体への説明、新券印刷等
平成29年10月 改定手数料施行

4 改定内容

区分	改定手数料	現行手数料
一 一日平均10kgを超える量の家庭廃棄物排出する占有者	一日平均10kgを超える量 1kgにつき <u>40円</u>	一日平均10kgを超える量 1kgにつき <u>36円50銭</u>
二 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1kgにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、50までごとに <u>38円</u>	1kgにつき <u>36円50銭</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、50までごとに <u>34円50銭</u>
三 臨時に排出する占有者又は事業者	1kgにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2800円</u> を限度として品目別に規則で定める	1kgにつき <u>36円50銭</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2500円</u> を限度として品目別に規則で定める

注) 容積換算率は10(リットル)を0.19kgに換算する。

粗大ごみの処理手数料改定について

粗大ごみの 主な品目	廃棄物処理手数料		有料粗大ごみ処理券種別及び枚数	
	改定額	現行額	改定枚数	現行枚数
電子レンジ ゴルフ用具等	<u>400 円</u> (10kg まで×40.0=400)	<u>300 円</u> (10×36.50=365)	A 券 (200 円) 2 枚	B 券 1 枚
プリンター 自転車 (16 インチ以上) 等	<u>800 円</u> (20 kg まで×40.0=800)	<u>700 円</u> (20×36.50=730)	A 券 1 枚 B 券 (300 円) 2 枚	A 券 2 枚 B 券 1 枚
マッサージチェア 鏡台等	<u>1200 円</u> (30 kg まで×40.0=1200)	<u>1000 円</u> (30×36.50=1095)	B 券 4 枚	A 券 2 枚 B 券 2 枚
ダブルベッド オルガン等	<u>2000 円</u> (50 kg まで×40.0=2,000)	<u>1800 円</u> (50×36.50=1825)	A 券 1 枚 B 券 6 枚	B 券 6 枚
大型箱物家具等	<u>2800 円</u> (70 kg まで×40.0=2800)	<u>2500 円</u> (70×36.50=2555)	A 券 2 枚 B 券 8 枚	A 券 2 枚 B 券 7 枚

注) 100 円未満は切り捨て

事業系一般廃棄物等の処理手数料改定について

有料ごみ処理券 の種別 (条例第 53 条第 1 項)	廃棄物処理手数料		一組の 枚数
	改定額 @40.00	現行額 @36.50	
	100 当たりの換算値 76 円/100 (@40.0×0.19 kg×100≒76 円)	100 当たりの換算値 69 円/100 (@36.50×0.19 kg×100≒69 円)	
有料ごみ処理券・小 用途 (10 ㊦相当排出用)	<u>760</u> (1 枚当たり 76 円) (1 枚当たり 7 円引き上げ)	<u>690</u> (1 枚当たり 69 円)	10 枚
有料ごみ処理券・中 用途 (20 ㊦相当排出用)	<u>1,520</u> (1 枚当たり 152 円) (1 枚当たり 14 円引き上げ)	<u>1,380</u> (1 枚当たり 138 円)	10 枚
有料ごみ処理券・大 用途 (45 ㊦相当排出用)	<u>3,420</u> (1 枚当たり 342 円) (1 枚当たり 32 円引き上げ)	<u>3,100</u> (1 枚当たり 310 円)	10 枚
有料ごみ処理券・特大 用途 (70 ㊦相当不燃排出用)	<u>2,660</u> (1 枚当たり 532 円) (1 枚当たり 49 円引き上げ)	<u>2,415</u> (1 枚当たり 483 円)	5 枚

注) 容積換算率は 10 (リットル) を 0.19 kg に換算する。